

平成24年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成24年8月31日（金）午後2時00分～4時30分
開催場所	平塚市役所 A会議室
出席委員	赤塚 健 委員長 原 澄江 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	契約検査課、道路整備課、建築住宅課、下水道整備課
傍聴者	なし

I 開会 赤塚委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表、指名停止一覧表について

【事務局より平成24年度第1四半期の発注工事、工事関係の委託について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：談合で指名停止を受けている業者がいるが、これは市内での事案か。

事務局：市外（県外）での事案です。

委員：経営不振による指名停止もあるが、「経営不振」とは具体的にどういうことか。

事務局：事実上の倒産となります。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた原委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）横内小学校屋内運動場耐震補強工事（建築）

委員長：それでは、案件の審議に入ります。まず1番目の横内小学校屋内運動場耐震補強工事（建築）について事務局から説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：低入札調査により落札決定がされているが、調査される業者というのはどういう基準で選定されるか。

事務局：低入札調査のある入札は、失格基準である「最低限度価格」の上に「調査基準価格」を設け、「調査基準価格」を下回ったものを低入札調査委員会で審議しています。昨年度までは低入札調査対

象者のうち、もっとも金額の低い者のみを審議していましたが、本年度より対象者すべてを審議対象としています。

委員：落札業者と、失格した1者以外の7者は1億8千万円前後の価格で入札している。入札額に大きな偏りがある。落札者が他の多くの入札者より4千万近く安く設計できた根拠は何か。

事務局：もちろん安い設計によって下請け等にしわ寄せがいくようなことが無いよう注視しています。その中でどこを削るかと言えば共通仮設費となっているようです。

また、今回落札した業者は県では建築工事の表彰実績はあるものの、市の建築工事实績に乏しく、実績の確保のためにもかなり頑張った入札をしたとのこと。

委員：金額が安いことについて、安全性の面では信頼できるものか。

事務局：工事に係る各種金額内訳の比較をして、大きく下回る場所が無いか確認しています。また先ほどのとおり県で知事表彰を受けるなど確かな実績があり、下請け業者との関係も蓄積があることから工事の施工については信頼できると低入札調査委員会で判断されました。決算書なども確認し、経営状態にも問題はありません。

委員：低入札調査委員会のメンバー構成はどのようなものか。

事務局：総務部長並びに農水産課長、みどり公園・水辺課長、建築住宅課長、道路整備課長、下水道整備課長、教育施設課長、契約検査課長及び当該工事担当課長の委員で組織します。

委員：外部の建築土木専門家の見識を問う必要もあるのではないか。

事務局：今後の参考意見とさせていただきます。

委員：総合評価や低入札調査など入札の執行方法にも幅が出てきているが、それに伴い設置されている各委員会の役割を再整理しておくとういと思われる。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(2) 江陽中学校ほか4校倉庫設置等工事

委員長：それでは、江陽中学校ほか4校倉庫設置等工事について事務局から説明してください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：先に審議した横内小学校屋内運動場耐震補強工事（建築）と比べて、同じ業者が今度は非常に高落札率で落札しているということに着目したが、先程の案件は実績確保のためにかなり頑張った価格ということなので、こちらが高価格というのは理解できた。

委員：この倉庫というのは既製品で価格が一定と見てよいか。

事務局：現場事務所などに使うような一般的なプレハブ倉庫とはレベルが違うが、おっしゃる通り既製品であるため、見積もり先の公表を受け、設計も容易だったと思われます。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(3) 久領堤貯留管ポンプ場築造工事（土木・建築）

委員長：それでは次に久領堤貯留管ポンプ場築造工事（土木・建築）について事務局から説明してください。

【下水道整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯、及び以降の総合評価案件について24年度の総合評価方式入札概要を説明】

委員：総合評価における技術提案とは、コスト削減につながるものではないのか。

事務局：優良な技術的所見であっても、コスト削減に必ずしも結びつかない。ランニングコストの削減などを評価する場合もあり得るが、発注ごとに評価項目が設定されているため、その内容に則した優秀な提案に加点されている。

委員：安かろう悪かろうにならないように、多少価格面で高くつくとしても品質の良い施工を求める方式ということか。

事務局：おっしゃる通りです。やや高い入札額で価格評価点で後れを取ることがあっても、技術提案等でそれを補完するだけの技術点を得れば、総合的に価格が安いだけの他者を上回れるという仕組みです。

委員：価格と価格以外の要素というのは真逆のベクトルを持つもので、配点のバランスというのは大事だと思われる。

事務局：配点については適切なバランスを備えるよう毎年見直しを行っています。

委員：地盤の強くない工事場所であり液状化などの懸念もあるが、そういったリスク管理は総合評価の中では行わなかったのか。震災時の圧力による地下施設浮揚の対策なども考えられるが。

事務局：設計段階でレベル2の地震に備えた設計を既に行っているため必要とせず、地下施設があることからコンクリートの水密性などを重視しました。

委員：本年度から原則的に5000万円を基準に各種総合評価にするかどうかを判断することだが、例外として2500万円以上であれば主管課の要望により総合評価も適用し得るともある。総合評価というのは金額という絶対的な評価とは別に、主観的な評価を加えるということになると思うが、これは裏を返せば発注者側の恣意性が入るということになる。総合評価でも標準型・簡易型・特別簡易型とあるが、どの型を使うか金額以外での取り決めはあるのか。また主観的な加点に対する説明責任を果たせるような準備がなされているのかを尋ねたい。

事務局：技術点の評価項目については主観的にならないよう、客観的な資料を基にしたのみ加点を行っています。よって加点に対する客観的な説明ができないということはありません。また、標準型・簡易型・特別簡易型のどれを採用するかという判断基準は現在金額以外ありません。

委員：場合によっては、標準型を採用する余地があるような工事もあるのではないかと。

事務局：そういった案件が絶対にないとは言えないので、その場合は総合評価審査委員会で審議して決めることになると思われま。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。建築住宅課の方は退席して結構です。

(4) 土屋地区農業集落排水事業管路築造工事その27

委員長：それでは次に土屋地区農業集落排水事業管路築造工事その27について事務局から説明してください。

【下水道整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員：総合評価の結果表を見ると、落札業者と次点の業者は総合評価値が0.25しか違わない。入札金額は同じであるため、技術点で0.25の差ということになる。落札業者は表彰実績が突出して多いため、他の部分で勝る次点を抑え込んだ形となっており、こういった効果を狙って先ほどの議題（横内中学校屋内運動場耐震補強工事）のように多少無理をしてでも工事・表彰実績のアドバンテージを得ようとする業者が現れるということか。

事務局：結果論からいえばそういった見方もできるが、優良表彰を多く受ければ総合評価で有利になるということは、今後各業者が手掛ける工事の出来栄をより良くするよう導くことになり、市が発注する工事全体の品質向上につながると考えています。

委員：実績がある業者がとり続け、実績がない業者はいつまでたっても受注できないということになりはしないか。

事務局：実績についてはあるか無いかの1か0の配点であるため、実績があるからと言ってそこまで大きな差はつかないと考えます。

技術評価値が固定化し「どうせ参加しても持ち点の多い業者にはかなわない」ということのないよう、本年度から配点を細分化するとともに、配置予定技術者についても配点項目を新設しました。これにより、会社ごとの持ち点の中に「誰を配置予定技術者とするか」という面が加わり、また優良な技術者の確保も大事な要素となりました。

委員：価格と技術評価の配点バランスは今後も検討し、総合的に公正な競争が成り立つよう努めてほしい。

事務局：配点バランスについては来年度も見直しを図っていきたいと思います。

委員：本案件以降3件は工種を同じくする総合評価案件だが、ある業者は一方で落札価格を入札しているながら、もう一方の入札ではまるで違う金額だったりする。積算基準が公表されてることで、予定価格はある程度正確に積算できるはずだが、なぜこういったことになるのか。

事務局：今回審議案件となった一連の総合評価案件は同日に公告されたもので、各業者が保有する技術者数の兼ね合いもあり優先順位も違ったのではないかと考えられます。

委員：狭い地域内の業者間で、力を入れる案件をシェアしていること自体は、共倒れにならない知恵として違法視するものではないと思われる。もちろん金額を示し合せることは論外。ただ、明らかに落札意志が無いと見受けられる大雑把な入札額もあるように思う。

事務局：入札金額については、きりのいい数字だから不誠実だという判断はできない。また今年度から設計金額500万円以上の工事については入札時に内訳書を添付させており、入札金額の根拠を示してもらっているので、いわゆるドンブリ勘定ではないとみています。

委員：価格が同じでも工期を短縮できる（＝社会的に貢献する）ほうが上になるような評価はできないのか。

事務局：標準型の評価項目にはそのような提案事項もありますが、標準型を適用できるのは現在の取扱では5億円以上の工事となっており、その基準を下げて標準型を多くしようとするのは現在の人員的には無理が生じてしまうのが現状です。

委員：工事の品質を確保しつつ過当競争にならないよう、また公正な入札を達成できるよう、総合評価方式を始め各入札制度の在り方、バランスを今後もよく調整していってほしい。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(5) 吉沢地区農業集落排水事業管路築造工事その24

委員長：それでは次に吉沢地区農業集落排水事業管路築造工事その24について事務局から説明してください。

【下水道整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員：総合評価の技術評価においてマイナス点がつくのは会社や技術者の平均評定点の部分だけとなっているが、今後評価の細分化により評価の固定化を防ぐため、例えば工事で過去に事故があった時に技術評価点を減点するなどの考え方も必要ではないか。

事務局：本年度から点数配分を細かくし、また配置予定技術者に対する配点を設けるなど、業者の技術評価点が固定化しないよう配慮しているが、今後もより良い評価方法については検討していきたい。なお、工事において事故があった際にはその工事の評点が下がるので、結果的に平均点が下がるという点で技術評価点に影響が既にありますし、場合によっては指名停止もあるので入札参加自体が不可能になったりします。

委員：価格点について、調査基準価格を下回るほどに点数が下がる配点方法だが、より安く業務を行える業者が減点されるというのは市民目線から見て気になるところである。

事務局：低価格入札というのは他市町村では契約保証金を増額したり、配置予定技術者を増やさせたりするなど、施工に対しあらゆる面で慎重にならざるを得ないものです。確かに、技術点が同点なら

安い方に受注させるというのは競争性という面では明確ではありますが、公共工事の品質確保のため価格においてもそれなりの基準は示しておくべきと考えています。まだ試行中の制度ですので、来年度以降のガイドライン改正の際にはさらに検討を重ねていきます。

委員長：他に質問がないようでしたら、次の案件に移りたいと思います。下水道整備課の方は退席して結構です。

(6) 吉沢・土屋線交差点改良工事その3（座禅川橋）

委員長：それでは次に吉沢・土屋線交差点改良工事その3について事務局から説明してください。

【道路整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員：入札価格が7者同価ということは、設計金額は事前公表しないものの、材料の値段などは業者もわかるということか。

事務局：物価資料や見積もり先を公開しているのである程度正確な積算はできるものと思います。

委員：金額に差がつかないのであれば、総合評価である以上技術評価点の持ち点が高いところが受注することが、入札前から明白となってしまうのではないか。

事務局：総合評価でなければ同価の場合くじ引きで、技術評価の持ち点が低い業者にもチャンスはあるが、確かに総合評価においては仰るような状況になります。このような弊害を改善するため、持ち点の固定化を防ぐよう、配置予定技術者への配点などを実施したところ です。

委員：技術力のある、品質の高い施工ができる業者に公共工事を請け負わせたいという総合評価の趣旨は理解できるが、それによって一步足りない業者がいつまでも実績が積めず、成長を阻害されてしまう点が危惧される。

事務局：地方自治体は国と違い、地元企業の保護・育成も視野に入れなくてはならないので、よりバランスが難しいと感じています。技術者の持ち点はその人固有のものなので、実績のある技術者を他社から連れてくるという手段が講じられるようになったのは昨年からの変化です。市内業者が切磋琢磨し、レベルの底上げがなされるのが理想です。

委員：こういった土木 AB ランクの入札参加業者同士で、入札後落札できなかった業者が下請けにまわるということはあるのか。

事務局：そういったケースはあまり見られません。（なお規則等で禁じてはいない）

委員長：他に質問がないようでしたら、次の案件に移りたいと思います。道路整備課の方は退席して結構です。

委員長：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・入札監視委員会の条例上の取扱変更について
- ・次回抽出委員について
- ・次回会議日程について

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時30分閉会)